

新旧対照表

(「発注者支援業務等委託契約書の制定について」の一部改正について)

○発注者支援業務等委託契約書の制定について（平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号）（抄）

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>[注] 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。</p> <p>二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</p> <p>四 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>五 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>[注] 用地補償総合技術業務の場合には、この項の規定中「管理技術者」を「主任担当者」に改めて使用する。</p>	<p>(発注者の催告による解除権)</p> <p>第44条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>一 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。</p> <p>[注] 第1号は第5条第3項を使用しない場合は削除する。</p> <p>二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。</p> <p>三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。</p> <p>四 管理技術者を配置しなかったとき。</p> <p>五 正当な理由なく、第42条第1項の履行の追完がなされないとき。</p> <p>六 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p><u>七 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第22条第1項各号のいずれかに該当するとき。</u></p> <p>[注] 用地補償総合技術業務の場合には、この項の規定中「管理技術者」を「主任担当者」に改めて使用する。</p>